3　協定は、退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

外務省は、更に、在本邦インド大使館に対して、前記の相互の理解を確認することを求める光栄を有する。

外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在本邦インド大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年一月二十二日に東京で

（在本邦インド大使館から日本国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.23／2016

口上書

在本邦インド大使館は、外務省に敬意を表するとともに、二千十六年一月二十二日付け口上書第205／SD－S号を受領したことを確認する光栄を有する。在本邦インド大使館は、更に、インド共和国政府が同口上書の相互の理解を確認することを通報する光栄を有する。

在本邦インド大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務省に向かって敬意を表する。

二千十六年二月十九日に東京で

○外務省告示第六十一号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

平成二十八年三月七日

外務大臣　岸田　文雄

旅券番号	発行年月日
TH3677520	2007年6月27日

○外務省告示第六十二号

旧外地特別会計に属する日本政府に対する債権に関する問合せの手続について、次のように定める。

平成二十八年三月七日

外務大臣　岸田　文雄

一　外務省に、旧外地特別会計（朝鮮総督府特別会計、朝鮮食糧管理特別会計、朝鮮鉄道用品資金特別会計、朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計、台湾総督府特別会計、台湾事業用品資金特別会計、樺太庁特別会計、関東局特別会計及び南洋庁特別会計）に属する日本政府に対する債権を保有する者のための窓口を設置する。

二　日本政府から支払を受ける必要があると思われる旧外地特別会計に属する債権を保有する者は、一に基づいて設置された窓口に対し、次の必要書類を郵便にて外務省アジア大洋州局地域政策課旧外地特別会計係宛てに送付の上、問い合わせることができる。

(1)　お問合せフォーム（問合せを行う者は、外務省ウェブサイトを通じて取得すること又は外務省アジア大洋州局地域政策課旧外地特別会計係に請求することができる。）

(2)　日本政府に対する債権の額面を証明する書類（借用証、保険証書等）

(3)　問合せを行う者の身分を証明するもの（公的機関が発行したもの）の写し

三　存命中の債権者の代理人が二に定める問合せを行う場合には、併せて次の書類の提出が求められる。

委任状又は法定代理権を証明する公文書の写し

四　存命中の債権者の相続人が二に定める問合せを行う場合には、併せて次の書類の提出が求められる。

(1)　贈与証明書

(2)　債権者との親族関係が明らかになる戸籍謄本（問合せの日から六箇月以内に発行されたもの）

五　既に死亡した債権者の相続人が二に定める問合せを行う場合には、併せて次の書類の提出が求められる。

(1)　債権者の死亡証明書

(2)　相続関係を証明する書類

六　存命中の債権者の相続人の代理人が二に定める問合せを行う場合には、併せて次の書類の提出が求められる。

(1)　贈与証明書

(2)　債権者と相続人との親族関係が明らかになる戸籍謄本（問合せの日から六箇月以内に発行されたもの）、委任状又は法定代理権を証明する公的文書の写し

七　既に死亡した債権者の相続人の代理人が二に定める問合せを行う場合には、併せて次の書類の提出が求められる。

(1)　債権者の死亡証明書

(2)　相続関係を証明する書類

(3)　債権者と相続人との親族関係が明らかになる戸籍謄本（問合せの日から六箇月以内に発行されたもの）、委任状又は法定代理権を証明する公的文書の写し

二に定める問合せについては、最長で平成三十八年三月六日まで行うことができる。

○厚生労働省告示第六十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成二十三年厚生労働省告示第六十五号）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）に収められているものに限る。）であって同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（同年三月三十一日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、平成二十九年九月三十日までは、旧薬局方で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって平成二十八年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、平成二十九年九月三十日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

平成二十八年三月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（「次のよう」は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第六十五号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十七条の十二第一項の規定に基づき平成二十八年二月十五日付けをもって理容業に関する標準営業約款（昭和五十九年厚生省告示第百七十九号）の一部を次のように変更認可したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二条第一項中「第1条第1項」を「第1条の2第1項」に改める。

第三条第一項第一号カからケまでを次のように改める。

カ　子供理容

キ　パーマネントウェーブ

ク　アイパー

ケ　アイロン

第三条第一項第一号コ中「ヘア・スキャルプ・アジャーメント」を「ヘッドスパ・トリートメント」に改め、同号に次のように加える。

サ　染毛（ヘア・カラーリング）

シ　BBエステティック

ス　レディス・エステ・シェービング（ブライダル・シェービング）

セ　ネイルケア

ソ　訪問理容

タ　かつら（ツーピース、ウィッグ）

○農林水産省告示第六百三十七号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第六条の規定に基づき、平成十九年七月二十五日農林水産省告示第九百六十号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六条の規定に基づき、総トン数二十トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月七日

農林水産大臣　森山　裕

第六号⑬中「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。